# 昭和四十八年法律第百十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

目次

総則(第一条・第二条)

新規化学物質に関する審査及び規制 (第三条―第七条)

第四章 優先評価化学物質に関する措置(第九条―第十二条) 般化学物質等に関する措置(第八条・第八条の二)

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置 (第十三条—第十六条)

第六章 第二種特定化学物質に関する規制 (第三十五条—第三十七条) 第一種特定化学物質に関する規制 (第十七条—第三十四条)

第七章 雑則 (第三十八条--第五十六条)

附則 第八章 罰則 (第五十七条—第六十三条)

章

(目的

れがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前1一条 この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそ にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学 使用等について必要な規制を行うことを目的とする。 5

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより 得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物を除く。)をいう。 (定義等)

第五項に規定する覚醒剤原料 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第三項に規定する特定毒物 (昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条

三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬 令で定めるものをいう。 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政

イ及び口に該当するものであること。

いものであること。 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、 かつ、 生物の体内に蓄積されやす

- 次のいずれかに該当するものであること。
- 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること
- (2) 内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。)の生息又は生育に支障を及ぼすお下同じ。)に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以 それがあるものであること。 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物(生活環境動植物(その生息又は生育に支
- による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が前号イ及びロに該当するもので 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用 7
- ると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。 質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることによ する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物 この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有 人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあ 8

- イ又は口のいずれかに該当するものであること。
- 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの (前項第一号に該当する
- 口 用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)がイに該当するもの 作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 自然的
- イ又は口のいずれかに該当するものであること。
- を及ぼすおそれがあるもの(前項第一号に該当するものを除く。)であること。 継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障
- 作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。 用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)がイに該当するもの 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 自然的 (自然的
- 物質を除く。)で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。 この法律において「監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質
- 第二項第一号イに該当するものであり、かつ、同号ロに該当するかどうか明らかでないもの
- 指定するものをいう。 先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優 生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその 先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣 よる環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質に つ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみ による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が前号に該当するものであること。 当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用 カュ
- 6 この法律において「新規化学物質」とは、次に掲げる化学物質以外の化学物質をいう。
- 用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣、 第四条第五項(第五条第九項において読み替えて準用する場合及び第七条第二項において準 経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学
- 第一種特定化学物質
- 第二種特定化学物質
- れたものを含む。 優先評価化学物質(第十一条(第二号ニに係る部分に限る。)の規定により指定を取り消さ
- Ŧi. 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質
- 名簿に記載されている化学物質(前各号に掲げるものを除く。) る表に記載されている化学物質(前各号に掲げるものを除く。) 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定す
- 物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。)をいう。 この法律において「一般化学物質」とは、次に掲げる化学物質(優先評価化学物質、
- 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化学物質
- 第十一条(第二号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消さ
- 当する化学物質をいう。 この法律において「特定一般化学物質」 とは、 般化学物質のうち、 次の各号のいずれかに該
- イ又は口のいずれかに該当するものであること。

- 継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。
- 作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。 用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)がイに該当するもの 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作 (自然的

3

- イ又は口のいずれかに該当するものであること。
- い支障を及ぼすおそれがあるものであること。 継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著し
- 用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)がイに該当するもの(自然的当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作 作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。
- 9 ばならない。 監視化学物質又は優先評価化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなけれ 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項又は第五項の規定により一の化学物質を

### 第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

#### (製造等の届出)

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産 ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければ 業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済 5

- ある旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき。 その届出に係る新規化学物質が同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するもので 第七条第一項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定により
- 試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。
- 輸入しようとするとき。 の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。)として新規化学物質を製造し、又は 試薬(化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性
- 経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところに 環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合に該当する旨の厚生労働大臣、 その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による かつ、その確認を受けたところに従つてその新規化学物質を製造し、又は輸入する
- り受け、かつ、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を当該年度において製造し、 製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量。第五条第一項及び第四 輸入するとき。 済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところによ 動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでない旨の厚生労働大臣、経 から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境 項第一号において同じ。)が政令で定める数量以下の場合であつて、既に得られている知見等 一の年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量(その新規化学物質を 又は
- る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして厚六 その新規化学物質が、高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係 大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け 生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当する旨の厚生労働大臣、 て、その新規化学物質を製造し、又は輸入するとき、 経済産業
- 2 量及び輸入予定数量を含む。)に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、 る確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量(第五条第四項の規定による確認に係る製造予定数 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定によ 経済産業

- 定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。 省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で
- 第四号の確認を取り消さなければならない。 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、 第一項
- 第一項第四号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき
- 学物質を製造し、又は輸入していないと認めるとき。 第一項第四号の確認を受けた者が、その確認を受けたところに従つてその確認に係る新規化
- るおそれがあると認めるとき。 前号に掲げる場合のほか、第一項第四号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じ
- 第五号の確認を取り消さなければならない。 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、 第 一項
- 第一項第五号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき
- 一 第一項第五号の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物 質を製造し、又は輸入していると認めるとき。
- 三 前号に掲げる場合のほか、第一項第五号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じ ると認めるとき。 て人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあ
- 第六号の確認を取り消さなければならない。 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、 項
- 第一項第六号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき、
- 生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。 第一項第六号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は
- 第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その 出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその その結果をその届出をした者に通知しなければならない。 性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定
- 第二条第二項各号のいずれかに該当するもの
- イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの
- イ 次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。)であること。 第二条第三項第一号イに該当する疑いのあるもの(同号イに該当するものを含み、
- (2) 作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が(1)に該当するも であること。 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 自
- 次のいずれかに該当するものであること。
- を生じにくいものに限り、第二条第二項第一号に該当するものを除く。)であること。 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの(自然的作用による化学的変化
- 作用による化学的変化により生成する化学物質 であること。 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的 (元素を含む。)が(1)に該当するも
- 前号イに該当せず、かつ、同号ロに該当するもの
- 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの
- 六五四三 第一号から第四号までに該当するかどうか明らかでないもの 第一号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないも

- 2 六号に該当すると判定したときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第 績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号から第五号までのいずれに該当するかを判定 その結果をその届出をした者に通知しなければならない。
- 3 規定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めきは、前条第一項の届出をした者に対し、当該届出に係る新規化学物質の性状に関する第七項に る資料の提出を求めることができる。 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の判定を行うために必要があると認めると
- という。)と判定したときは、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。ただし、 第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。 当するものであつて、第二条第八項各号のいずれかに該当するもの(以下「特定新規化学物質」 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により判定した場合に いて、前条第一項の届出に係る新規化学物質が、第一項第二号から第四号までのいずれかに該
- 出に係る新規化学物質が第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知。厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届 いては、この限りでない。 質の名称を公示しなければならない。ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものにつ をしたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物 5
- 規定による公示の際、併せて第四項の判定の結果を公示しなければならない。 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項の規定による通知をしたときは、前項の
- 生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める。 第一項、第二項及び第四項の判定を行うために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、 厚
- するよう努めなければならない。 ての国際的動向その他化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する動向に十分配慮 前項の命令を定めるに当たつては、化学物質の安全性の評価に関する試験の項目の設定につい

(製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等)

第五条 第三条第一項の届出をしようとする者で、一の年度におけるその届出に係る新規化学物質 次の各号のいずれかに該当するかどうかの判定を行うよう申し出ることができる。 産業大臣及び環境大臣に対し、その新規化学物質が前条第一項第六号に該当する場合にはそれが 出に際し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済 の製造予定数量又は輸入予定数量が第四項第一号の政令で定める数量以下であるものは、その届 7

- イ及びロに該当する化学物質であること。
- いものでないこと。 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやす
- 二 当該新規化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的 作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が前号に該当するものである 前条第一項第二号から第四号までに該当するかどうか明らかでないものであること。
- 項の規定は、適用しない。 し、その結果を前項の申出をした者に通知しなければならない。この場合においては、 る旨の判定を行うことに代えて、その申出に係る新規化学物質について既に得られているその組 定にかかわらず、第三条第一項の届出を受理した日から三月以内に、前条第一項第六号に該当す の判定に際してその申出に係る新規化学物質が同項第六号に該当すると認めるときは、同項の規 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の申出があつた場合において、前条第一項 性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定 同条第二
- 前項各号のいずれかに該当するもの
- 前項各号に該当しないもの

- Ξ. 前項各号のいずれかに該当するかどうか明らかでないもの
- 3 果をその申出をした者に通知しなければならない。 に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結に該当すると判定したときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の申出に係る新規化学物質が前項第三号
- 4 る旨の通知を受けた者は、毎年度、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定め 学物質の製造又は輸入が次の各号に該当する旨の確認を受けることができる。 るところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その通知に係る新規化 第二項又は前項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものであ
- 数量以下であること。 申出に係る年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が政令で定める
- ないこと。 康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるもので 既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健
- 量及び輸入予定数量を含む。)に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、 定める数量を超えることとなる場合には、前項の確認をしてはならない。 省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で に係る製造予定数量及び輸入予定数量(第三条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項の規定による確認 経済産業
- の確認を取り消さなければならない。 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、

6

- 造し、又は輸入していると認めるとき、 第四項の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製第四項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。
- Ξ 健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認一 前号に掲げる場合のほか、第四項の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の めるとき。
- 規化学物質に関して次項の判定を行うよう申し出ることができる。 令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知に係る新 ある旨の通知を受けた者は、必要があると認めるときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省 第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するもので
- 号までのいずれに該当するかを判定し、その結果をその新規化学物質について第一項の申出をし 出に係る新規化学物質の製造若しくは輸入が同項各号に該当する旨の確認を行わなかつたとき、 出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当するものである旨の通知を行つたとき、第四項の申 た者に通知しなければならない。 ついて実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が第四条第一項第一号から第五 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二項若しくは第三項の規定により第一項の申 「項の確認を取り消したとき、又は前項の申出があつたときは、速やかに、その新規化学物質に
- 9 条第四項及び第五項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第五条第八項」と読み替えるものと 項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は前項の判定に準用する。この場合において、 前条第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三 同

### (製造等の制限)

第六条 第三条第一項の届出をした者は、第四条第一項若しくは第二項又は前条第八項の規定によ りその届出に係る新規化学物質について第四条第五項 てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない 場合を含む。)に規定する通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、 (前条第九項において読み替えて準用する 又は輸入し

- き。一 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入が第三条第一項各号のいずれかに該当すると

(外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等)

- | 内」とあるのは、「四月以内」と読み替えるものとする。| 2 | 第四条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「三月以2 |

第三章 一般化学物質等に関する措置

(製造数量等の届出)

- 試験研究のため一般化学物質を製造し、又は輸入したとき。
- 大臣及び環境大臣が指定する化学物質を製造し、又は輸入したとき。 条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業三 第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同
- (下) (第三号を除く。)の規定は、第四条第五項(第五条第九項において読み替えて準用する第四条第五項に規定する通知を受けた者から当た者に限る。) 及び前条第二項において準用する第四条第五項に規定する通知を受けなるが、)の規定は、第四条第五項(第五条第九項において読み替えて準用する 前項(第三号を除く。)の規定は、第四条第五項(第五条第九項において読み替えて準用する

| これでは提供するものが特定一般化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない、又は提供するものが特定一般化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。ときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該特定一般化学物質の名称及びその譲渡 4 化学物質取扱事業者」という。)は、特定一般化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その機の業として特定一般化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定一般の他の業として特定一般化学物質を使用する者そ 3 第八条の二 特定一般化学物質の製造の事業を営む者、業として特定一般化学物質を使用する者そ 3

ある旨の情報を提供するよう努めなければならない。その譲渡し、又は提供するものが特定新規化学物質でその譲渡し、又は提供する相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定新規化学物質で取扱事業者」という。) は、特定新規化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、取扱事業者」という。) は、特定新規化学物質を他の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の業は、特定新規化学物質の製造の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の業は、特定新規化学物質の製造の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の業に、

.四章 優先評価化学物質に関する措置

(製造数量等の届出)

4

年度、前年度の優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。)を第九条 優先評価化学物質(第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物

りでない。 りでない。

- 試験研究のため優先評価化学物質を製造し、又は輸入したとき。
- 令で定める数量に満たないとき。(当該優先評価化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量)が政ーの優先評価化学物質につき、その者に係る当該優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量
- でない。 製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限り 輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の優先評価化学物質につきその 2 経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び

(優先評価化学物質に係る有害性等の調査)

- 第十条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の優先評価化学物質につき、第二条第五第十条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の優先評価化学物質の性別に関する第四条第七項に規定する試験であつて厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものの試験成績を記載した資料が、次項において同じ。)に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する第四条第七項に規定する試験であって経済産業省令で定めるものを含む、次項に規定する評価を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質の製造又第二人の提出を求めることができる。
- 2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めを指示することができる。
- 告をした者に通知しなければならない。 先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る優
- を定めることができる。とのできる。との規定による非常のでは、当該試験又は当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準との調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があるとは、第一項の規定による求めに係る試験又は第二項の規定による指示に係る有害を定めることができる。

(優先評価化学物質の指定の取消し)

- に該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。第十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質が次の各号のいずれか
- イ 当夜憂七平西と斧勿質が育二条第三頁第一寺こ夜当けるここでより第二重寺臣と斧勿質で入、使用等の状況からみて、次のイから二までのいずれかに該当するとき。 一 前条第一項の資料の提出、同条第二項の報告その他により得られた知見及びその製造、輸
- 物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により生活環境動植イ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に

- る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。 指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に
- 当すると認めるに至つたとき。 学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化
- 生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至つたとき 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の
- の規定により優先評価化学物質の指定を取り消した化学物質が特定一般化学物質に該当するとき第十一条の二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条(第二号ニに係る部分に限る。) 同条の規定による公表の際、併せてその旨を公表しなければならない。

第十二条 優先評価化学物質の製造の事業を営む者、業として優先評価化学物質を使用する者その 化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。 する相手方に対し、当該優先評価化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが優先評価 他の業として優先評価化学物質を取り扱う者(以下「優先評価化学物質取扱事業者」という。) 優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置

済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため監視化学物質を製造し、又は輸化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経第十三条 監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、監視 入したときは、この限りでない。 3

及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。 数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の監視化学物質につきその製造数量 (監視化学物質に係る有害性の調査) 経済産業大臣は、監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入

第十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令 の汚染が生じるおそれがあると見込まれるため、当該監視化学物質について同項各号のいずれか視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該監視化学物質による環境 ついての調査をいう。第三項において同じ。)を行い、その結果を報告すべきことを指示するこ 継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響に む。)に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査(当該化学物質が は輸入の事業を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含 に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該監視化学物質の製造又 うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該監 で定めるところにより、一の監視化学物質につき、第二条第二項各号のいずれかに該当すると疑

した者に通知しなければならない。 視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告を 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る監

る費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。 間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者 当該有害性の調査に要す

(監視化学物質の指定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、監視化学物質が次の各号のいずれ 当するときは、 その指定を取り消し、 遅滞なく、その旨を公表しなければならな かに該

- 第一種特定化学物質に指定されたとき。
- めるに至つたとき。 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、 第二条第二項各号に該当しないと認

(情報の提供)

第十六条 監視化学物質の製造の事業を営む者、業として監視化学物質を使用する者その他の業と を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、 するよう努めなければならない。 該監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが監視化学物質である旨の情報を提供 して監視化学物質を取り扱う者(以下「監視化学物質取扱事業者」という。)は、 監視化学物 当質

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

(製造の許可)

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所 ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなけ ばならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

事業所の所在地

第一種特定化学物質の名称

製造設備の構造及び能力

兀

する。 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、 遅滞なく、 その旨を環境大臣に通知するものと

ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならない

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十七条第一項の許可を与えない (欠格条項)

執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、 第三十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 その

心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経

済産業省令で定める者

第二十条 経済産業大臣は、第十七条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるとき でなければ、同項の許可をしてはならない。 (許可の基準) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

質の需要に照らして過大とならないこと。 その許可をすることによつて当該第一種特定化学物質の製造の能力が当該第一種特定化学物

二 製造設備が厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するもので あること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。 (変更の許可等)

第二十一条 第十七条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という。)は、同条第二項 ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 大臣に届け出なければならない。 許可製造業者は、第十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、 2前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、 その旨を経済産業

前条の規定は、 第一項の許可に準用する。

3

- 第十七条第三項の規定は、 第一項の許可及び第二項の届出に準用する。
- 第二十二条 らない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでなポ二十二条(第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければな
- ばならない。 前項の許可を受けようとする者は、 次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなけれ
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2

- 第一種特定化学物質の名称
- 輸入数量
- 第十七条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。
- 第一種特定化学物質の輸入が当該第一種特定化学物質の需要を満たすため必要であると認めると第二十三条 経済産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る きでなければ、同項の許可をしてはならない
- 造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。 第十九条の規定は、前条第一項の許可に準用する。 この場合において、第十九条第三号中 製

2

- (製品の輸入の制限)
- 種特定化学物質使用製品」という。)を輸入してはならない。 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの (以下「第
- 情等を考慮して定めるものとする。 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事
- る用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定め
- 特定化学物質を使用するときは、この限りでない。
- 当該用途について他の物による代替が困難であること。
- 生ずるおそれがないこと。 環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による 3
- (使用の届出)
- 第二十六条 第一種特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、 次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を 業として使用しようとするときは、この限りでない。
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 第一種特定化学物質の名称及びその用途
- 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項各号の事項に変更があつたとき
- 3 第十七条第三項の規定は、前二項の届出について準用する。は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 第二十七条 許可製造業者、第二十二条第一項の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という。) 又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合にお 続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地 いて、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存
- 2 その事実を証する書面を添えて、 :項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、遅滞な その旨を、 許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した

6

- 者にあつては経済産業大臣に、 届出使用者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なけ
- 3 「経済産業大臣」とあるのは、 第十七条第三項の規定は、 前項の届出について準用する。この場合において、 「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。 同条第三項
- 第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、 境省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 経済産業省令、 環
- ればならない。 種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなけ 種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、第2されているもの(以下「第一種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使
- (表示等)
- 第二十九条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特 めの措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。 定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するた
- ころに従つて表示をしなければならない。 厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたと (改善命令) 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、
- 第三十条 経済産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第二十条第二号の厚生労働省令、 省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対 製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができ 経済産業
- 2 べきことを命ずることができる。物質等取扱事業者に対し、第一種特定化学物質等の取扱いの方法の改善に関し必要な措置をとる の基準に従つて第一種特定化学物質等を取り扱つていないと認めるときは、当該第一種特定化学 主務大臣は、第一種特定化学物質等取扱事業者が第二十八条第二項の主務省令で定める技術上
- 質等取扱事業者があるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、同条第一項の規定 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物 により告示されたところに従つて表示すべきことを命ずることができる。
- (帳簿)
- 第三十一条 許可製造業者は、帳簿を備え、第一種特定化学物質の製造について経済産業省令で定 める事項を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。
- 3 令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。 前二項の規定は、届出使用者に準用する。この場合において、 これらの規定中 「経済産業省

第三十二条 許可製造業者又は届出使用者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、

(廃止の届出)

許可製造業者にあつては経済産業大臣に、届出使用者にあつては主務大臣に届け出なければなら

- 3 第十七条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、 2 「経済産業大臣」とあるのは、 (許可の取消し等) 許可製造業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。 「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする 同条第三項
- | 第三十三条 経済産業大臣は、許可製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる 許可

- ・ 第十九条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 第二十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第四十条第一項の条件に違反したとき。
- り、許可を取り消すことができる。は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る第一種特定化学物質が輸入されるまでの間に限2 経済産業大臣は、許可輸入者が第二十三条第二項において準用する第十九条第一号、第三号又
- 停止の命令について準用する。
  3 第十七条第三項の規定は、前二項の規定による許可の取消し、又は第一項の規定による事業の
- (第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)
- | 第三十四条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、当 | 第三十四条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、別において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入の 明該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度 明 第三十四条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、当 | 原
- 2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、当該製 2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができし、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対 と認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対 第品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要がある 第
- るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止すし、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に対3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を
- を製造した者 一 第十八条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質
- 化学物質を輸入した者 一年の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定 一第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定
- | 「種特定化学物質使用製品を輸入した者 | 種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第三 第二十四条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第
- 質を使用した者 四 第二十五条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物

第六章 第二種特定化学物質に関する規制

、製造予定数量の届出等

- ★三十五条 第二種特定化学物質使用製品を輸入するときは、この限りでない。
  おとき、又は第二種特定化学物質使用製品の輸入予定数量その他経済産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入す品ごとに、毎年度、当該第二種特定化学物質の製造予定数量若しくは輸入予定数量又は当該第二品でとに、毎年度、当該第二種特定化学物質の製造予定数量若しくは輸入予定数量又は当該第二品でとに、毎年度、当該第二種特定化学物質の製造予定数量若しくは輸入予定数量又は当該第二品でとに、毎年度、当該第二種特定化学物質の製造予定数量若しくは輸入する資産、当該第二種特定化学物質が使用されているもの(以下「第二種特定化学物質使用製品」という。)を輸入するとき、又は第二種特定化学物質使用製品を輸入するときは、この限りでない。
- その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
  2 前項の規定による届出をした者は、同項の届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なく、

- 、。 規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの)を超えて製造し、又は輸入してはならなる 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量(前項の
- 4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種特定化学物質使用製品の輸入を制限する当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事態が生じたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、では、係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずることを防止するためには、係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずることを防止するためには、第二種特定化学物質に対する次条及び第三十七条の規定に出り、その旨の認定をするものとする。
- 用する。 
  東後のもの)を変更すべきことを命ずることができる。この場合においては、第三項の規定を準更後のもの)を変更すべきことを命ずることができる。この場合においては、第三項の規定を連届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量(第二項の規定による変更の届出があつたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、その5 経済産業大臣は、前項の認定があつたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、その
- 産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済の第一項の規定による届出をした者は、経済産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物
- 第二十四条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

(技術上の指針の公表等)

- 第三十六条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針物質等を取り扱う者(以下「第二種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されている第三十六条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む
- 必要な勧告をすることができる。
  必要な勧告をすることができる。
  との技術上の指針は、当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その技術上の指針と、主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるとき

(表示等)

- めの措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。 定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するた第三十七条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特
- ころに従つて表示をしなければならない。 厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたと2 第二種特定化学物質等取扱事業者は、第二種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、
- されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。扱事業者があるときは、当該第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一項の規定により告示扱事業者があるときは、当該第二種特定化学物質等取扱の規定に違反する第二種特定化学物質等取

第七章 雑田

3

- 制告をすることができる。 該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に関し必要な
  該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当
  するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当
  当すると疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止
  第三十八条 主務大臣は、第一種特定化学物質以外の化学物質について第二条第二項各号の一に該
- | うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必|2 主務大臣は、第二種特定化学物質以外の化学物質について第二条第三項の要件に該当すると疑

勧告をすることができる。 を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の制限又は使用方法の改善に関し必要なを使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質

(指導及び助言)

扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。 学物質に係る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取取扱事業者、当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者、当該特定一般化取扱事業者、当該監視化学物質に係る監視化学物質該優先評価化学物質に係る優先評価化学物質取扱事業者、当該監視化学物質に係る監視化学物質、当物質又は特定新規化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当界三十九条 主務大臣は、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質、特定一般化学 [

**第四十条** 許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。2(前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、

(有害性情報の報告等)

- 一 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであること。
- 二 生物の体内に蓄積されやすいものであること。
- 三 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

四 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ばようよゝ。 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、 是先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質、監視化学物質の製造し、対は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、その製造し、又は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、 優先評価化学物質、監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、

又は前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質又は第二項において準4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)

(取扱いの状況に関する報告)(取扱いの状況に関する報告)(取扱いの状況に関する報告)(取扱いの状況に関すると認めるに至つたとき又は同条第三項各号のいずれにも該当しないことが明いずれかに該当すると認めるに至つたとき又は同条第三項各号のいずれにも該当しないことが明用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号若しくは第四項各号の用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号若しくは第四項各号の用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号若しくは第四項各号の用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号若しくは第四項各号の用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号

ることができる。
ることができる。
ることができる。
ることができる。
ることができる。
の取扱いに係る優先評価化学物質、監視化学物質、第二特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いに係る優先評価化学物質、監視化学物質取扱事業者又は監視化学物質取扱事業者、第二種特定化学物質等取扱事業者、特定一般化学物質取扱事業者又は監視化学物質取扱事業者、第二種特定化学物質等取扱事業者、特定一般化学物質取扱事業者、

報告の徴収

関し報告をさせることができる。 第四十三条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

出をした者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届1 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業

2

に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三十四条又は第三十八条に規定する者

(立入検査等)

験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。 所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試て、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務第四十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

ことができる。させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させるさせ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させるの規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項に、許可製造業者を収入する。

なければならない。 4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

ができる。 構」という。)に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることは、経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機

7、養毒は、介質の旨やに食って等は質に見ぎ上もな人食ぎ、質問くは又はどうのとなるは、とのする。 に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものと6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構

結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

7 機構は、前項の指示に従つて第五項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、そ

提示しなければならない。
8 第五項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に8

られたものと解釈してはならない。
9 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認め

第四十五条 (機構に対する命令)

を確保するため必要があると認めるときは、 経済産業大臣は、前条第五項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施 機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすること

(機構の収去についての審査請求)

第四十六条 号)第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁 ができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八8四十六条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすること

第四十七条 通知するものとする。 め、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するた 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等

掲げる措置をとるべきことを、それぞれ当該各号に掲げる大臣に対して要請することができる。2四十八条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に 第三十条第一項に規定する命令 経済産業大臣

二 第三十条第二項に規定する命令 主務大臣

(聴聞の特例)

は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない 第十七条第一項、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の許可を受けようとする者

第五十条 経済産業大臣は、第三十三条第一項の規定による命令をしようとするときは、 法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかか わらず、聴聞を行わなければならない。 行政手続

第三十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければなら

3 当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が (審査請求の手続における意見の聴取)

不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相第五十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政 をした後にしなければならない。 当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取

示し、意見を述べる機会を与えなければならない。前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提

意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 (経過措置) 同項の

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、 する経過措置を含む。)を定めることができる。 所要の経過措置 (罰則に関

第五十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一項の規定による命令 第二十六条、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項の規定による届出又は第三十条第 (許可製造業者に対するものを除く。)、第四十三条第二項の規定による

> らの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象とな 報告の徴収若しくは第四十四条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これ

- 一 第三十条第二項の規定による命令(許可製造業者に対するものに限る。)に関しては、
- 三 第三十四条の規定による命令、第三十六条第一項の規定による技術上の指針の公表、 となる者の行う事業を所管する大臣 条若しくは第四十三条第三項の規定による報告の徴収又は第四十四条第三項の規定による検 二項若しくは第三十八条の規定による勧告、第三十九条の規定による指導及び助言、第四十二 令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象 質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命
- この法律における主務省令は、次のとおりとする。

2

- 及び保存に関しては、第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の 第三十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、 発するの、記載
- 働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する 大臣の発する命 第二十八条第二項の技術上の基準(許可製造業者に係るものを除く。)に関しては、厚生労
- 働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令 第二十八条第二項の技術上の基準 (許可製造業者に係るものに限る。) に関しては、

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、 務所長に委任することができる 環境省令で定めるところにより、 地方環境事

(他の法令との関係)

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、 第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条 二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三 めるところによる。 ての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一 項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料とし 化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一 第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定 条、第三十九条、第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第三項並 二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八 びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については 十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八 (同条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項 八条、第

や及び同条第二項に規定する洗浄剤 った。」…… 「一年第五項に規定する容器包装、同法第六十八条第一項に規定するおもちに規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第六十八条第一項に規定する食品、同条第二項(145年)

三 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項に規定する農薬 |項に規定す

兀 二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第

に規定する化粧品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品 百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第

おいて同じ。)で政令で定めるものの意見を聴くものとする。 議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。次項に 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、 審

く。)、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第 第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき(第四条第一項若しくは

しようとする場合を除く。)。 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき(次項に規定する手続に従いその指定を 項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

項又は第十四条第二項の判定をしようとするとき。 第四条第一項、第二項若しくは第四項、第五条第二項、第三項若しくは第八項、第十条第三

第十条第二項又は第十四条第一項の指示をしようとするとき。

第三十五条第四項の認定をしようとするとき。

をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。 の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号までのい。厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項 れかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定 第八章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処 又はこれを併科する。

第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者 第十七条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者

第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者

第三十四条第三項の規定による命令に違反した者 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。

第三条第一項の規定に違反して新規化学物質を製造し、又は輸入した者

第六条の規定に違反した者

第十条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に違反した者

て第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入 した者 第三十五条第一項又は第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定に違反し

第五十九条 し、又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に

第二十一条第一項の規定に違反して製造設備の構造又は能力を変更した者

第三十条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者 第二十六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者 えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項(同条第三項において準用 第三十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備

第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定による届出をせず、 又は虚偽の

第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、 又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 若しくは忌

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法 人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 一億円以下の罰金刑

第五十八条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

ず、又は虚偽の届出をした者 第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項又は第三十五条第二項の規定による届出をせ 第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項、

二 第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者

第六十三条 第四十五条の規定による命令に違反した場合には、 は、二十万円以下の過料に処する。 その違反行為をした機構の役員

(施行期日)

(既存化学物質名簿)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 は、公布の日から施行する。 次条の規定

第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され、又は輸入されている化学物 質(試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試薬として製造され、又は輸入さ れをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。 れているものを除く。)の名称を記載した表(以下「既存化学物質名簿」という。)を作成し、こ

2 何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に関し、 産業大臣に申し出ることができる。 ときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に限り、その旨を通商 訂正する必要があると認める

3 るとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。 その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から消除す 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、

行の日の一月前までに公示しなければならない。 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は消除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の

第三条 この法律の施行の際現に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載さ 三条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、 れている化学物質以外の化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、その者を第 (経過措置)

かじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する の規定により指定した第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種監視化学 う。)第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項 法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十九号。以下この条において「改正法」とい 示しなければならない。 |質の名称を記載した表を作成し、これを改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日に公

(昭和五〇年七月二五日法律第六八号) 抄

1 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

抄

## 則 (昭和五八年五月二五日法律第五七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

### 則 (昭和六一年五月七日法律第四四号)

(施行期日)

1 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

(経過措置)

第一条 この法律は、

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

(施行期日)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 則 (平成二年六月一九日法律第三三号) 抄 なお従前の例による。

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 行する。 (施行期日) 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

### 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条 るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処 分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によ に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置 なお従前の例による。

に係るものを除く。) 又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分 により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 政令で定める。

### 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定によ 用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。 り従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適

から二十五まで

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 抄 なお従前の例による。

# (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 月六日から施行する。 ただし、

> 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 項、 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日 第千三百二十四条第

# (平成一四年七月三一日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

二 附則第二条第二項、 第五条、 第十七条、 第二十七条及び第三十条から第三十二条までの

定 公布の日

(処分等の効力)

第三十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定) の施行前に改正前のそ 則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみ 手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附 れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為 た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし

(政令への委任)

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定

#### 附 則 (平成一五年五月二八日法律第四九号) 抄

(施行期日)

行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 令で定める日から施行する。 行する。ただし、附則第三条の規定は、

(確認に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関す 製造等の規制に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の規定にかかわらず、 日」という。)から六月を経過する日までの間は、この法律による改正後の化学物質の審査及び 物質を製造し、又は輸入している者のうち政令で定める者は、この法律の施行の日(以下 る法律第三条ただし書の政令で定める場合に該当することにより同条の届出をしないで新規化学 届出をしないで、引き続き当該新規化学物質を製造し、又は輸入することができる。

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、施行日前においても、新法第三条第 できる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同号の規定により厚生労働 一項第五号の規定の例により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることが 大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定め

る。

要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、 必

# (平成一五年五月三〇日法律第五五号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

及び二略 五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十 (次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十 第二条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第六条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条

# (平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。 (経過措置

場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内におい第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する 所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

### 則 (平成二一年五月二〇日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 いら施

次条第一項及び附則第五条の規定 公布の日

の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「新第二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「新(経過措置) を超えない範囲内において政令で定める日 第二条並びに附則第三条(第三項を除く。)及び第七条の規定 公布の日から起算して二年

- 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、一の報告対象物質(新法第三十一条の二第一項法第四十一条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。 による措置については、当該報告対象物質が環境において相当程度残留していると見込まれるか項第一号に該当する疑いがあると認めるに至った場合における新法第三十一条の二第四項の規定 どうかを考慮して講ずるものとする。 に規定する報告対象物質をいう。)が新法第二条第六項各号のいずれかに該当し、 又は同条第三

査及び製造等の規制に関する法律(以下この条において「旧法」という。) 第二十四条第一項又第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の化学物質の審 視化学物質(次項において「第三種監視化学物質」という。)の製造又は輸入の事業を営む者が化学物質(次項において「第二種監視化学物質」という。)又は同条第六項に規定する第三種監 第二十五条の三第一項の規定による指示を受けている旧法第二条第五項に規定する第二種監視

第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者が行うべき報告については、なお従前の例に ついて旧法第三十一条の二第一項又は第三項に規定する知見を得ている第二種監視化学物質又は 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質に

> 3 の条において「新法」という。)第二条第五項の指定のために、新法第五十六条第一項の政令で 定める審議会等の意見を聴くことができる。 おいても、第二条の規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に (以下こ

第一種監視化学物質は、新法第二条第四項の規定により指定された監視化学物質とみなす。 (罰則に関する経過措置) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二条第四項の規定により指定されている

びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲第四条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並 げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (政令への委任) この法律の施行に関して必要な経過措置 (罰則に関する

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の 法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、 いは、同い化学物

# (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 (処分等の効力) 行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この条に 法律の相当の規定によってしたものとみなす。 規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれ いて同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされ る。 る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の が例によ

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する

### 附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 から施

(平成二十五年法律第八十四号)

0) 公

# 布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律 抄

則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置の原則) 行政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) の施行の日から施行する。

| された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前に るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、 なお従前の例による

(訴訟に関する経過措置

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他 起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不 経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。 合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を 服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場 の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す る場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定に

- 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。 行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ 従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任) 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰

則 (平成二九年六月七日法律第五三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 附則第四条の規定 公布の日

一 第三条第二項の改正規定及び第五条第五項の改正規定並びに次条の規定 して三年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(次条及び附則第 用し、同日の属する年度内に製造され、又は輸入される新規化学物質については、なお従前の例規定の施行の日の属する年度の翌年度以降に製造され、又は輸入される新規化学物質について適 五条において「新法」という。)第三条第二項及び第五条第五項の規定は、前条第二号に掲げる (経過措置)

定により行われた届出に係る新規化学物質について適用する。 新法第四条第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三条第一項の規 (政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で定め

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、 ずるものとする。 要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 · 必

(平成三〇年六月一三日法律第四六号)

(施行期日)

略

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

> 並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 て三年を超えない範囲内において政令で定める日 及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規 公布の日から起算し

附 (平成三〇年六月一五日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日) 附

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に

号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六 係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第百四十三条、 に限る。)、第八十五条、第百二条、第百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定 公

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同 為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。 の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行 じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項そ

(罰則に関する経過措置)

公布の日から起算

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (検討) なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人で え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。 あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加

附 (令和元年一二月四日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。

則 (令和元年一二月四日法律第六三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(罰則に関する経過措置)

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとさ

則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

(施行期日)

1 各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該

第五百九条の規定 公布の日

# (施行期日) 附則 (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

る経過措置を含む。) は、政令で定める。 第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関す (政令への委任)